

消 防 特 第 1 8 9 号
平成 1 7 年 1 0 月 1 2 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁特殊災害室長

水素を燃料とする自動車を輸送する際の対応について

平素より、消防行政の推進にあたり、格別のご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、「水素を燃料とする自動車の輸送中の事故に係る対応について」は、平成 1 7 年 4 月 1 4 日付消防特第 7 5 号で通知し、対応方お願いをしてきたところです。

また、[別添 1](#)のとおり消火活動時における二次災害を防止する観点から、消防庁及び国土交通省道路局において、関係団体等に対し安全性の確保にかかる協力依頼を行ってきたところですが、今般、社団法人日本自動車工業会から、[別添 2](#)のとおり対応する旨連絡がありましたので、その旨通知いたします。

つきましては、[別添 3](#)のとおり通行規制の緩和が検討されている水底トンネル等を管轄する消防本部におかれましては、燃料電池自動車を輸送する際の対応時において、道路管理者から連絡等があるので連携を図り、必要な措置の検討をお願いいたします。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、管内各消防本部に対しまして、この旨周知いただくようお願いいたします。

【連絡先】 総務省消防庁特殊災害室
担当：吉住・萩原
T E L 03(5253)7528